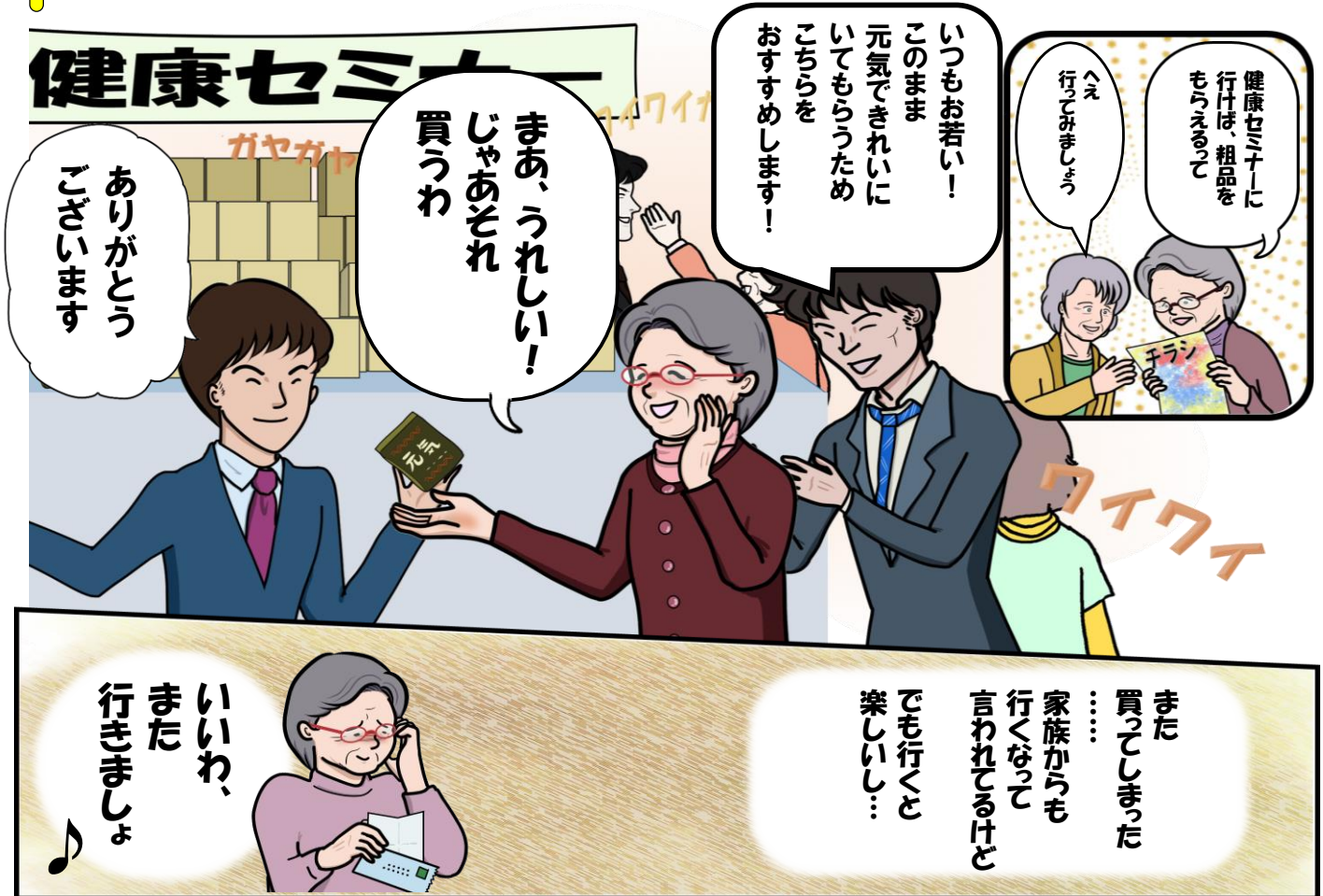




高額商品をすすめるSF商法にご注意！の巻



見守りポイント

- ◎無料や格安の商品につられて何度も会場に行き、販売員と親しくなってしまうと、高額な商品をすすめられたときに断りにくくなってしまいます。
まずは安易に行かないよう伝えましょう。
- ◎会場に行くのが楽しく、被害意識のない人もいます。
いそいそと出かけるようになったら要注意です。

対処方法

- ◆SF(催眠)商法であれば、契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフできます。
- ◆販売員の説明をうのみにしてその場で契約するのではなく、本当に必要なものか、家族など周囲の人の意見も聞いてみましょう。

岩出市役所(消費生活相談)

〒649-6292
岩出市西野209番地
TEL:0736-61-6966
平日8:45~17:30
毎週木曜日 13:00~16:00(専門相談員)

和歌山県消費生活センター

〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F
TEL:073-433-1551
平日9:00~17:00
土・日10:00~16:00(電話相談のみ)